

自然エネルギーによる持続可能な社会の構築に向けた提言

内閣総理大臣 石破 茂 様

指定都市 自然エネルギー協議会

気候変動による異常気象・自然災害は年々、頻発・激甚化しており、人類共通の課題である。観測史上最も暑い年となった2024年は、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇し、単年として初めて1.5℃を超えたことが報告された。

国においては、2050年カーボンニュートラル目標達成に向け、昨年度は「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「GX2040ビジョン」といった我が国の2040年の電源構成、温暖化対策、産業政策と一体化した2040年への道筋が示された。

本年度は、これら計画等の決定を受け、エネルギー・脱炭素政策が本格的に始動する元年である。現在、国においては各審議会を通じて、具体的な制度設計等の協議が開始されており、目標実現に向けた極めて重要な局面を迎えている。

脱炭素社会の実現に向けて、自然エネルギーは欠かせない。国民の5人に1人が生活を営むエネルギー大消費地である指定都市は、今後、安全安心な都市機能を維持し、自然エネルギーを活用したカーボンニュートラルでレジリエントなまちづくりを進めるため、次のとおり提言を行う。

1 大都市の特性を踏まえた自然エネルギー導入拡大、支援及び制度の整備

- 人口が集中する指定都市において、自然エネルギーの普及拡大を円滑に進めるためには、特に情報発信等を通じた市民の懸念払拭及び理解醸成が重要である。国においては、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、国民運動「デコ活」を展開中であるが一層の拡充を図ること。
- 住宅・建築物の集積により家庭・業務部門のCO₂排出が指定都市に集中している実態を踏まえ、自治体の規模や実情に応じた、活用しやすく実効性のある財政支援を講じること。併せて、2027年度から適用予定の新しいZEHの定義についても、指定都市を重点的な支援対象とし、2040年の地球温暖化対策計画の目標達成に向けた取組を強化すること。また、エネルギーロスの大きな既存ストックの解消が急務となることから、高断熱・高气密化に資する補助制度を今後も継続すること。
- 防災・減災の強化や地域におけるエネルギー需給一体型の取組をさらに加速させるため、太陽光発電の自家消費、蓄電池及びZEB・ZEHの普及に向けたより一層の支援を行うこと。併せて、国の主要なZEB支援事業において、指定都市が補助対象から除外されていることから対象に含めること。

- 初期費用や保守の負担を要さない PPA モデルの導入に関しては、現行の国の補助制度を前提とした場合、指定都市では採算性を確保できる公共施設に限られることから、こうした実情を踏まえ、地域の状況に応じて補助率の引き上げなど柔軟な対応を行うこと。
- PPA など自家消費型の非 FIT・FIP 電源の導入が進む中、自然エネルギーに係る FIT・FIP によらない導入量の収集が困難な状況である。加えて、ZEH についても市域内の普及実績が把握できないのが現状である。こうした中、国は地方公共団体実行計画において自然エネルギー導入目標の設定を指定都市に義務付けており、要請と現場の実態に乖離が生じていることから、FIT・FIP によらない電源及び ZEH の導入実態を的確に把握できる統計データの整備を進めること。
- 自然エネルギーの導入と地域との共生を進める上で、地産地消は極めて重要である。WTO 政府調達協定 (GPA) の原則では調達先の指定が制限されているが、GPA には安全保障を目的とした例外規定があり、エネルギー基本計画 (2025年2月閣議決定) 等でも、自然エネルギーは、安全保障及びレジリエンスの要と位置付けられている。一方、GPA の例外を定める国内政令では、中核市のみが適用除外とされており、指定都市は引き続き制限を受けている。このため、地産地消や特性産地からの電力調達に支障が生じている。こうした実情を踏まえ、国は GPA の例外規定に倣い、政令等の運用を見直し、地産地消や地域指定による再エネ調達を柔軟に可能とする制度整備を早急に検討すること。
- 自然エネルギーの拡大と出力制御対策において、系統整備に加え、系統用蓄電池の導入は重要な役割を果たすことから、周辺環境に十分配慮した導入を促進するための支援制度をさらに充実させること。
- 自然エネルギー導入に伴う地域とのトラブルを防ぐため、再エネ特措法の改正 (2024年4月施行) により、森林法や盛土規制法の許認可取得を認定要件とするなど、地域と共生した導入に向けた事業規律の強化が図られた。併せて、関係法令に違反した場合には FIT・FIP 交付金の留保措置も創設された。これらを的確に運用するとともに、事故の未然防止に向けて、電気事業法の技術基準等において直接的かつ有効な措置を示し、従来が取組に加えて実効性を一層高める対策を行うこと。
- 昨年4月に施行された改正再エネ特措法及び同法施行規則では、太陽光発電設備に関する事故やトラブルの防止策として、「住民説明会の実施」や「市町村への事前相談」が新たに要件化された。しかし、この要件化により市町村の負担が増加したことが問題となっており、本年4月に改訂された「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」でも、その負担軽減は実現されていない。このため、市町村任せとせず、認定権者である国が主体となり、市町村の意見を踏まえた適切な運用に改めること。
- 2030年代後半に見込まれる太陽光パネルの大量廃棄を見据え、国においてパネルの適正処理に関する制度化を早期かつ着実に進めるとともに、リユース・再資源化に向けた取組の実証及び社会実装を支援すること。

- FIT・FIP 終了後も再エネの長期安定電源化と地域との共生を図るため、太陽光発電を地域に定着させ、地域の信頼を得られる責任ある担い手として、長期安定適格太陽光発電事業者を拡充すること。
- 昨年2月に改正された「自己託送に係る指針」は厳格化され、今般の改定により地方自治体庁舎内にある公金取扱い金融機関、郵便局、コンビニなども規制対象となり、住民サービスや職員の福利厚生にも影響があることから、公共性ある需要家保護の観点から一律に規制するのではなく、一定の配慮を講ずること。

2 新たな技術的・社会的イノベーションの推進

- 水素エネルギーの積極的な導入に向けて、最大の需要地である都市部を中心に、国が初期需要の創出を着実に主導すること。併せて、脱炭素社会の実現に向け、ペロブスカイト太陽電池等の先端技術の社会実装を支援し、令和7年度に実施の支援事業を来年度以降も躊躇なく拡充すること。

3 地域の脱炭素推進・活用に向けた予算措置等の充実

- 脱炭素化推進事業債は、地方公共団体実行計画に基づき、公共施設等の脱炭素化に資するものであり、交付税措置が適用されていることから、自治体にとって使い勝手の良い制度となっている。令和7年度で事業期間が最終年を迎えることから、自治体への継続的な支援を行うこと。
- 脱炭素先行地域の募集は本年度で最後となることから、今後の地域脱炭素の取組が途切れることのないよう、後継となる制度を早急に整備する必要がある。これまでの脱炭素先行地域等の課題から、部材調達の違い等により計画の進捗に支障が生じる事例も見られており、複数年度にわたる使用を可能とする基金化や事業期間の延長など、重点対策加速化事業も含め、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な次期交付金制度とすること。併せて、これらの取組を通じて、2030年、2035年、2040年における年次目標の達成を含め、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた継続的な財政支援を行うこと。

2025年7月7日

指定都市 自然エネルギー協議会

会 長 さいたま市長 清水 勇人

副会長 福岡市長 高島 宗一郎

副会長 仙台市長 郡 和子

幹 事 川崎市長 福田 紀彦

札幌市長 秋元 克広

千葉市長 神谷 俊一

横浜市長 山中 竹春

相模原市長 本村 賢太郎

新潟市長 中原 八一

静岡市長 難波 喬司

浜松市長 中野 祐介

名古屋市長 広沢 一郎

京都市長 松井 孝治

大阪市長 横山 英幸

堺市長 永藤 英機

神戸市長 久元 喜造

岡山市長 大森 雅夫

広島市長 松井 一實

北九州市長 武内 和久

熊本市長 大西 一史